



人事・労務に役立つ情報をお届け

Hand in Hand通信

ハンドインハンド社会保険労務士事務所

2023年

4月号

TOPICS

2023年4月～社会保険料が変わります

2023年4月から、社会保険料が改定されます。

毎月の従業員様の給与にも関わってきますので、今月号のHand in Hand通信では、特に大幅な変更がある①雇用保険 ②健康保険 ③介護保険の保険料についてお伝えしていきます。

POINT

1

雇用保険料：令和5年度は前年度より引き上げ

雇用保険に加入している会社は、毎年度「雇用保険料」を納付しており、その年度の賃金総額（給与総額）に一定の率を乗じて算出されます。

「雇用保険料率」は雇用保険の収支状況などに応じて見直しが検討されますが、令和5年度は引き上げとなることが決定されました。

その中でもポイントは、従業員負担分も引きあがったこと。毎月の給与計算時の控除額が変更になりますので、ご注意ください！

< 令和5年度 一般の事業における雇用保険料率 >

	①従業員負担		②会社負担		①+② 雇用保険料率
現行	0.5%	+	0.85%	=	1.35%
	▼		▼		▼
改定後(R5.4～)	0.6%	+	0.95%	=	1.55%

※「農林水産・清酒製造の事業」は合計1.75%（従業員0.7%、会社1.05%）
「建設の事業」は合計1.85%（従業員0.7%、会社1.15%）となります。

具体例

Q.月給30万円の場合の従業員負担は？

- ・現行（令和5年3月まで） $30万円 \times 0.5\% = 月1,500円$
- ・改定後（令和5年4月から） $30万円 \times 0.6\% = 月1,800円$



従業員にとっては300円の負担増、つまり手取りが300円減ることになります。



健康保険料：東京都の料率は前年度より引き上げ

健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、都道府県ごとに設定されています。都道府県ごとに、地域の加入者の医療費に基づいて算出されており、必要な医療費（支出）が異なるからです。**東京都の場合、健康保険料は引き上げ**になることが決定されました。

令和5年2月分
（3月納付分）まで

9.81%



令和5年3月分
（4月納付分）から

10.0%

※東京都の場合。その他の都道府県の保険料率は、協会けんぽHPよりご確認できます。

介護保険料：全国一律で前年度より引き上げ

介護保険は、会社員であれば40歳から加入を義務付けられています。そのため、会社としては40歳以上の従業員がいる場合、介護保険料も毎月の給与から控除する必要があります。また介護保険料は健康保険料と異なり、**全国一律の保険料率**となっています。

令和5年2月分
（3月納付分）まで

1.64%



令和5年3月分
（4月納付分）から

1.82%



社労士からのポイント

自社で給与計算をしている会社様では、上記の保険料率改定に対応ができていなかったケースをよく伺います。一度変更できていないと、その後誤ったまま1年が経過してしまうなんてことも…。特に今回は引き上げのため、「会社負担の比率が大きのまま納付していた」「後で従業員から徴収する必要が出てしまった」とならないためにも、しっかり対応することが必要です！

保険料改定について心配なお客様は、弊所にてチェックのみのご対応もできますので、よろしければお気軽にお問い合わせください！



News 3月1日より弊所に新しい仲間が加わりました♪

泉 あゆさん

- ①得意分野 : 思いやりのある対応
- ②趣味 : 野球観戦、イラスト作成
- ③メッセージ :

前職ではアパレル販売の店長を16年務めてまいりました。管理職として部下育成に携わる中で、専門的な知識を身につけたいという思いから、この度社会保険労務士を目指そうと決意し転職いたしました。まだまだ勉強中で足りない点も多いかと思いますが、一日でも早く皆様のお役に立てるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



お気軽に
お問い合わせ
ください！

Hand in Hand社会保険労務士事務所（ハンドインハンド社会保険労務士事務所）
〒161-0033 東京都新宿区下落合1-2-16 大堀ビル602
TEL : 03-6908-0390 e-mail : office@hinhc-sr.com

弊所HP

